

平成 23 年 9 月

関西広域連合議会総務常任委員会会議録

平成 23 年 9 月 関西広域連合議会総務常任委員会会議録 目次

平成 23 年 9 月 10 日

1	議 事 日 程	1
2	出 席 議 員	1
3	欠 席 議 員	1
4	事務局出席職員職氏名	1
5	説明のため出席した者の職氏名	1
6	会 議 概 要	2

○議 事 日 程

開会日時 平成 23 年 9 月 10 日
開催場所 兵庫県議会 7 階 大会議室
開会時間 午後 1 時 40 分開会
閉会時間 午後 3 時 05 分閉会

議 第

- 第 1 委員長、副委員長の選出
第 2 広域連合長挨拶
第 3 調査事件
 広域防災の推進について
 台風 12 号の被害状況等について
 国出先機関対策について
 その他

○出 席 議 員 (17 名)

1 番 大 井 豊	11 番 藤 井 訓 博
2 番 吉 田 清 一	12 番 大 野 ゆきお
3 番 菅 谷 寛 志	13 番 日 村 豊 彦
4 番 山 口 勝	14 番 山 口 信 行
5 番 中小路 健 吾	15 番 吉 井 和 視
6 番 上 島 一 彦	17 番 福 間 裕 隆
7 番 杉 本 武	19 番 福 山 守
8 番 富 田 健 治	
9 番 横 倉 廉 幸	
10 番 吉 田 利 幸	

○欠 席 議 員 (3 名)

16 番 尾 崎 要 二
18 番 山 口 享
20 番 竹 内 資 浩

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長、広域防災担当委員	井 戸 敏 三
本部事務局長	中 塚 則 男
本部事務局次長	桑 野 正 孝
本部事務局次長 (調整担当)	村 上 元 伸
本部事務局総務課長	田 中 基 康
本部事務局企画課長	小 谷 充 茂
本部事務局国出先機関担当課長	中 谷 文 彦
本部事務局課長 (滋賀県担当)	富 永 重 紀

本部事務局課長(京都府担当)	亀澤博文
本部事務局課長(大阪府担当)	松本正光
本部事務局課長(兵庫県担当)	森安秀和
本部事務局課長(和歌山県担当)	山田成紀
本部事務局課長(鳥取県担当)	亀井一賀
本部事務局課長(徳島県担当)	桑村光明
広域防災局長	藤原雅人
広域防災局次長	杉本明文
広域防災局広域企画課長	石田勝則
広域防災局防災課長	村田昌彦
広域防災局参与(滋賀県)	小椋正清
広域防災局参与(京都府)	山田清司
広域防災局参与(大阪府)	藤岡巧一
広域防災局参与(和歌山県)	宇恵元昭
広域防災局参与(徳島県)	中張茂

○会議概要

午後 1 時 40 分開会

○委員長（吉田利幸） それでは、只今から関西広域連合議会総務常任委員会を開会いたします。

冒頭に、台風 12 号で、和歌山県、奈良県、そして三重県、あるいはまた関西広域連合のそれぞれの府県でも被害が出ていると思いますが、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

なお、関西広域連合としても、あるいはそれぞれの協定によっても、かなり密度濃く近隣から応援体制を引いていただいているということをご報告申し上げておきたいと思います。

それから、今日は和歌山県に野田総理が入って現地視察ということで、尾崎委員は総理に伴って現地をつぶさに見ていただいているところでございまして、これも東日本大震災の時の教訓として、いち早く風雨に対する政府の手だても万全を期していただきたいと考えております。

まず、総務常任委員会の委員長と副委員長につきましては、議長、副議長が務めると了承をいただいておりますので、私の方から進行を務めさせていただきたいと思います。

それでは、初めに理事者側を代表いたしまして、井戸広域連合長から一言御挨拶を願います。

○広域連合長（井戸敏三） 関西広域連合議会総務常任委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、この度の台風第 12 号災害により犠牲となられました方々のご冥福をお祈りしますとともに、今なお行方不明となっておられる方々の一日も早い確認を祈念しております。また、避難所などで厳しい生活を余儀なくされている被災者の皆様にお見舞いを申し上げます。

今回の台風 12 号災害においては、和歌山県、奈良県を中心に、大きな被害が生じています。これに対しまして、広域連合では、構成府県等からの情報収集に努め、6 日から広域防災局の職員 2 名を最も大きな被害が出ている和歌山県に派遣しております。これらの職員からの情報に基づき、構成府県から飲料水や仮設トイレなどによる応援を行っています。また、仁坂和歌山県知事から、家の中の泥をかき出すボランティアによる応援が求められておりますので、各府県のボランティアセンターに具体的な対応をお願いしたところです。

奈良県への応援につきましても、大阪府、京都府等が情報収集をいただいていますし、三重県につきましても、応援を求められれば、広域連合として積極的に対応していきたいと思っています。

台風豪雨による土砂崩れで川がせきとめられた土砂ダム決壊のおそれなど、いまだ予断を許さない状況が続いています。今後とも気象情報などにも注視しつつ、広域連合としても積極的に対応してまいります。

昨日、平野防災担当大臣にお目にかかりまして、広域連合の東日本大震災に対する対応と、あわせまして台風 12 号の状況と、そして、それに対する対応などにつきましても、ご説明申し上げてきたところでございます。

関西広域連合議会として、8 月定例会で総務常任委員会が設置され、毎月テーマを決めて委員会を開催し、調査活動を行うこととされました。関西広域連合委員会としましても、今後とも議会との情報共有に向け、委員会運営の充実を期することとしまして、委員、知事が必ず誰か出席させていただき、議会と活発な意見交換をしながら、関西の広域事務の推進、国出先機関対策の取り組みを始めとした広域連合のさまざまな課題に取り組んでまいりますので、よろしくご指導をお願いいたします。

この総務常任委員会の初会合が、ここ兵庫で開催されることになりました。心から歓迎を申し上げます。

本日のテーマは、広域防災の推進と国出先機関対策であります。後程担当局長がご報告いたしますが、広域防災の推進については、広域災害時にスピード感を持った応援による被害の軽減や、関西全体の防災力を向上させるための事前対策を実施することとしているところです。

東日本大震災への支援につきましては、被災地は現在、緊急応急対策期から復旧復興期に入ろうとしています。今後は、まちづくりや道路、河川、港湾などのインフラの復旧と農業や水産業の再建を進めるとともに、仮設住宅などでの地域コミュニティの再構築や、栄養や健康状態の悪化が懸念されている住民の健康管理などに取り組まなければなりません。そこでは各分野の専門家の支援が必要となります。広域連合としてはこれらの専門家の派遣要請に対して支援体制を組んでまいります。

関西防災・減災プランにつきましては、地方防災会議による最新の専門的知見に基づく、東海・東南海・南海 3 連動地震の被害想定が来年度になりますので、当面、暫定的に構成府県等のそれぞれの被害想定を踏まえてプランを作成し、来年度、国の津波被害想定が出されてからプランの見直しを行うこととしています。

また、原子力災害につきましては、原子力事業所と構成府県との情報の共有や、平常時から事業者との協議の場の設定などを内容とする協定を年内に締結すべく、協議を進めております。

さらに、新型インフルエンザや鳥インフルエンザの蔓延時の対策の検討についても取り組みます。

これらの取り組みにより、危機に強く、防災・減災のモデルとなる関西の実現を目指してまいります。

次に、国の出先機関の改革についてであります。

全国知事会が検討対象とした7省12系統の出先機関すべての移管を目指すものでありますが、現実的なアプローチとして、段階的な移管を進めてまいりたいと考えています。九州知事会とも足並みをそろえ、まずは第1ステップとして、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の3機関について、移管を求めていくこととしています。7月の初めには地域主権戦略会議及びアクション・プラン推進委員会が開催されましたが、省庁側は、東日本大震災の対応を理由に出先機関の重要性を主張し、抵抗姿勢を強めている状況です。私たちとしては、今後、さまざまな機会を通じて反論を強めていきたいと考えています。

そのような中、先日、野田新政権が発足し、震災復興や財政再建などのさまざまな政策課題に着手されたところですが、これまでの民主党政権の改革の一丁目一番地としてきた地域主権改革を引き続き強力に推し進められることを期待しています。

地方分権の突破口を開き、みずから政策を決定、実行できる自立した関西をつくっていくためには、国の出先機関の移管がぜひとも必要と考えています。国が示しているスケジュールでは、12月には地方への移管対象となる出先機関が決定され、来年の通常国会に法案が提出される予定です。国出先機関の移管については、まさに年内が正念場です。関西広域連合として、2府5県の執行機関、議会と一体となって、国への働きかけをこれまで以上に強めていきたいと決意を新たにしています。

本日は、広域防災の推進と国出先機関対策について、ご指導、ご鞭撻をいただきます。どうぞよろしく願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。

○委員長（吉田利幸） どうもありがとうございました。

なお、本日の理事者側の出席者については、お手元に名簿を配付いたしておりますので、ご覧を願いたいと思います。

次に、調査事件についてでございます。2件について説明を聴取した後、質疑をお受けいたしたいと思います。

まずは、広域防災の推進について、藤原広域防災局長からご説明を願います。

○広域防災局長（藤原雅人） それでは、私から広域防災の推進について、ご報告を申し上げます。

お手元の資料1をご覧くださいと思います。失礼して、座って説明をさせていただきます。

まず、台風12号による関西広域連合構成府県等の被害状況及び活動状況等であります。

ここに被害状況等の数字を書いておりますが、数値はもう刻々と変化をいたしております。一応9月8日をベースにまとめておりますが、把握できたものについては新しい数値に置きかえをいたしております。和歌山県及び徳島県の被害状況につきましては、後ほど広域防災局の担当の参与からご説明を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

避難状況であります。これも随分、今の時点では減ってきております。後ほど、ご説明

があらうかと思えます。

ただ、孤立集落が、まだ9月8日21時現在で和歌山県で6地区、93世帯、174人という数字をお聞きいたしております。さらに、奈良県でも10地区、三重県でも2地区の孤立集落があると報告を受けております。

(3)の土砂災害であります。先ほどもございましたように、和歌山県の田辺市で1カ所、奈良県の五條市1カ所、十津川村が2カ所、決壊が危惧される土砂ダムができてございます。現在、水位観測のためのブイを浮かべておりますほか、監視カメラで状況を把握しているということでございます。

ライフライン、停電戸数については、記載のとおりであります。

断水の戸数であります。かなりまだ断水状態でございます。これに対する対応といたしましては、日本水道協会が合計23台の給水車を出しておりますほか、海上保安庁が巡視艇2隻で給水活動をやっております。さらに、自衛隊では、水のタンク車を5両、それから水のトレーラーを21両配置をいたしまして、給水を行っているところでございます。

通信関係の状況、ここに記載のとおり、まだ通じない部分がかかなり残っているということでもあります。和歌山、徳島の電力、水道の状況は、記載のとおり。後ほど、ご説明があらうかと思えます。

4ページをお願いいたします。

このほか、道路の通行止め、あるいは鉄道の運行休止、記載のとおり、生じております。

5ページをお願いいたします。

構成府県等で災害対策本部等を設置した状況は、記載のとおりであります。

次に、3の関西広域連合構成府県等の対応であります。

関西広域連合広域防災局といたしましては、雨の降り始めに当たります9月2日から、広域防災局の情報収集体制をとってございます。先ほどお話ありましたように、9月6日に広域防災局から職員2名を和歌山県へ派遣いたしております。このほか、奈良県へは、福井、大阪、京都の方から、職員、情報収集のために派遣をいただいているということでもあります。

職員の派遣ということで申し上げますと、和歌山県から岩手県に派遣をされております土木の技術職7名を和歌山県に復帰させまして、その代替要員を構成府県で分担して派遣することにいたしております。

次、6ページをご覧ください。

ボランティアの派遣であります。

ひょうごボランティアプラザから先遣隊として職員2名が現地でニーズ調査を行いました。関西広域連合といたしましても、各構成府県からボランティアを募集し、和歌山県へ派遣をするという予定にいたしております。

物的な支援であります。飲料水、あるいは給水用のビニール袋、仮設トイレ等、記載のとおりであります。

一番下(4)のその他であります。関西広域連合と相互応援協定の締結について協議を進めております九州地方知事会から、被災地への応援を行う用意がある旨のお申し出をいただいております。必要に応じて要請をしたいと、このように考えております。

7ページをお願いいたします。

東日本大震災に対する支援活動の概要であります。この資料につきましては、もう何回かご覧をいただいておりますので、説明は省略させていただきますが、今後、被災者が避難所から仮設住宅に移り、復興の局面が応急対策対応期から復旧復興期に移ってきております。支援もこれまでの人海戦術的な量的な支援から、専門的な知識、経験、あるいは阪神・淡路の経験などを生かした支援に重点を移しつつございます。今後とも、行政のみならず、NPOとの協働もしながら、息の長い支援を行っていく予定にいたしております。

13 ページをお願いいたします。

広域防災局の事務事業について、ご説明いたします。

その第一は、関西防災・減災プランの策定であります。(2)に書いておりますように、地震・津波対策編と原子力災害対策編を本年度中に策定をしたい、このように考えておりますが、ただ、国の専門的な知見に基づく調査等が行われておりますので、それを踏まえる必要がありますので、24年度には見直しをしたい、このように考えております。

それと、ウの風水害対策編及び感染症対策編につきましては、24年度に策定をいたします。当然のことながら、台風12号への対応状況なども踏まえながら、風水害対策編の策定をいたしてまいります。

2の関西広域応援訓練であります。

もう既に、東日本大震災、あるいは今般の台風12号で実践状態にあるわけではありますが、訓練は繰り返し行うことが重要であります。本年度は、近畿2府7県の合同訓練が徳島県を中心に実施されますことから、関西広域連合としても参加して訓練を行うことといたしております。

3の救援物資であります。東日本大震災で救援物資が必ずしも円滑に末端の被災者に届かなかったことなどの課題を踏まえて、マニュアル、あるいは計画づくりに取り組んでまいります。

14 ページをお願いいたします。

災害発生時の広域応援・受援体制の構築であります。

東日本大震災を通じまして、特に受援体制の重要性を強く認識したところであります。こういった東日本大震災で学んだことを踏まえながら、関西広域応援・受援実施要綱作成をいたします。

地震・津波発生時の避難対策等の検討でありますけれども、避難場所としての鉄道施設の利用、あるいは旅客の避難誘導、特に帰宅困難者対応、さらには地下街への浸水に対する避難のあり方などを、現在、参考で記載いたしておりますが、検討会議を設けまして検討を進めているところであります。

ウの原子力事業者との協定は、既に協定締結について申し出をいたしておりますが、現在、その内容について調整中であります。

エの遠隔地との相互応援協定、つまり同時被災を受けない地域からの応援が有効であるというふうなことから、現在、九州地方知事会と締結に向けて内容を調整中であります。

災害時帰宅支援ステーション事業、これはKUの事業を引き継いだものでありまして、近く協定を締結いたします。

5の防災分野の人材育成であります。15 ページをお願いします。

防災担当職員向けの基礎研修は、本年度、和歌山県、徳島県で実施をいたします。災害

救助法実務担当者研修は、今年度、大阪府で開催をいたします。家屋被害認定士の養成研修につきましては、本年度、枠組みを固めまして、来年度から本格的な養成研修を実施いたします。このほか、感染症の蔓延、その他の緊急事態に係る構成団体間の連携・調整を行いますほか、広域防災に関する調査研究、とりわけ津波被害想定調査などを実施いたします。

今後、構成団体が有する防災に係ります人材、知見、情報、施設等の資源を活用いたしまして、関西全体としての防災力の向上を目指してまいります。

16 ページ以降につきましては、さきの議会でご報告した関西防災・減災プランでございますので、説明は省略させていただきます。

私からは、以上でございます。

○委員長（吉田利幸） どうもご苦労さまでした。

続いて、和歌山県、宇恵参与。

○広域防災局参与（宇恵元昭） 和歌山県の宇恵でございます。今回の台風 12 号につきまして、関西広域連合で素早くご対応いただきました。水等の早速ご支援をいただきまして、誠にありがとうございます。また、事務局の方から、和歌山県の対策本部においていただきまして、連絡調整に早速当たっていただいております。誠にありがとうございます。重ねてお礼を申し上げたいと思います。

それでは、私の方から、和歌山県の台風 12 号につきましての被害状況について、ご説明をさせていただきます。それでは、座って。

皆様方のお手元にお配りしてございます台風 12 号に伴う被害状況等について、ご説明をさせていただきます。

まず、1 ページの県の体制状況でございますが、9 月 2 日に配備体制 2 号が発令したと同時に、災害対策連絡室を設置いたしました。9 月 3 日の深夜に自衛隊を要請し、被害が甚大であるという判断で、9 月 4 日の 8 時に災害対策本部を設置したところでございます。

次のページをお願いいたします。

現在の被害状況でございますが、9 月 9 日 6 時現在ということになってございますが、現在の死者数は 40 名でございますが、行方不明者が若干変わってございます。夕べの 9 時現在でございますが、23 名ということになってございます。DNA 鑑定等で判明した人数でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

県内の人的被害の状況でございますが、和歌山県の紀伊半島の特に南部の方で、田辺市、それから那智勝浦町、新宮市、ここで大勢の死者、行方不明が出ております。特に、皆さんもご存じだと思いますが、那智勝浦町的那智の滝的那智川という川があるんですが、この川が土砂災害が起こりまして、多くの死者、行方不明が出てございます。新宮市につきましては、熊野川があるんですが、これが氾濫をいたしまして、こういう死者数、行方不明になってございます。

それから、被害の状況で物的被害でございますが、次のページをお開きいただきたいと思います。全壊が 106 棟というふうに、床上・床下、これが現在の数字でございますが、日に日に増えており、まだその詳細を現在つかめていない状況の中で、この数字が上がってくるものと思われれます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

県内の大きな被害状況でございますが、先ほど申し上げました、新宮市を流れております熊野川町、新宮市熊野川で、日足というところが、この写真でもわかるように、かなりの水位が上がっていると、こういうふうな状況でございます。それから、田辺市では、伏菟野と、これ読むんですが、土砂崩れが起こって、これも死者が出ております。

それから、現在、自衛隊に派遣要請を行っておるところでございます。いろいろご活動をいただいて、今現在、不明者の捜索等について、人命救助に当たっていただいております。

それから、次のページをお開きいただきたいと思います。

先ほど申し上げました熊野川、それから那智勝浦町の部分で家屋が流された、それから、今後は二次被害がまだ起こる可能性があるということの中で、現在も避難所に避難をされてる方が、現在では518名でございます。避難所も45カ所に及んでいるということでございます。

今後の方針といたしまして、まず、行方不明者の捜索救助、それから孤立集落が、先ほどもご説明がありましたとおり、和歌山県下で6地区、93世帯、174名の方が、まだ孤立状態にあるということでございます。これは、通信、それから安否、食料、これは十分行き渡っておりますけれども、早くこの孤立集落を解消したいというふうに、今、鋭意努力をしているところでございます。

それから、道路復旧をまずやろうということで、自衛隊の協力を得ながら、復旧をしているところでございます。

それから、避難所の生活支援ということで、県から那智勝浦町、新宮市に職員をおのこの11名を送りまして、今、ニーズの把握に努めて、不自由のないような形で情報をとっていると、こういうふうな状況でございます。

それから、物資の支援、それからライフラインの復旧、今現在、水道、那智勝浦町はまだ水道が復旧してない。新宮市は昨日から復旧しましたが、電気、ガス、通信については、まだ完全に復旧されてないという状況でございますので、いち早く復旧に努めたいということで、努力をしているところでございます。

それから、テレビでも報道されておりますけれども、天然ダムが田辺市の方に1カ所できました。これが非常に危険な状況であるということで、これの警戒に当たって、現在も避難をしていただいているというふうな状況でございます。

それから、最後に、これはかなり廃棄物が出ておりますので、この廃棄物処理について、早急にやりたいということで、頑張っておるところでございます。

今、概略を申し上げましたけれども、関西広域連合の皆さん方には、本当に今後とも、お世話になると思いますが、よろしく願いを申し上げまして、ご説明とさせていただきます。ありがとうございました。

すみません。申しわけございません。最後に一つだけお願いがございます。よろしいですか。

○委員長（吉田利幸） どうぞ。

○広域防災局参与（宇恵元昭） 義援金を実は開設いたしまして、皆さん方のお手元の一番最後のページにつけておりますけれども、台風12号による災害義援金の募集について

ということで、その金融機関を開設してございます。今後、都市銀行も今現在、開設を依頼してございますので、開設し次第、お知らせをいたしますので、何とぞご協力の方、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございます。

○委員長（吉田利幸） どうもご苦労さまでした。

それでは、引き続き徳島県の中張防災局参与。

○広域防災局参与（中張 茂） 中張でございます。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

引き続きまして、台風 12 号の徳島県の被害状況について、お手元の資料でご説明させていただきます。

まず、1 の徳島県の体制でございますけれども、9 月 1 日に災害対策連絡本部ということで設置をいたしまして、引き続き 9 月 2 日の災害対策警戒本部、それから県土整備部での水防本部の設置を踏まえまして、9 月 2 日 18 時に徳島県災害対策本部を設置いたしました。4 回開催いたしまして、9 月 4 日 10 時に災害対策本部を開催したというような状況でございます。

人的被害でございますけれども、3 名でございまして、その他住宅関係の被害とか、公共土木施設の被害等、コースが南から北へ上がっていくに従って、全県に被害が渡ったというような状況でございまして、住家・非住家被害につきましても、8 日現在では、床上浸水 37 棟、床下浸水 318 棟、全壊が 2 棟、半壊 1 棟、一部損壊 5 棟というような状況でございまして、避難状況につきましても、北上するに従いまして多くの方が避難指示、避難勧告に従って適正に対応していただけたと思っております。

次のページでございますけれども、主な災害につきましては、ここに記載しているように、がけ崩れもありましたし、土石流も発生しました。また、特に美波町でございまして、漁港の灯台が全壊したというような波の被害もございました。

それから、7 番目の農林水産部関係被害でございます。これは資料を後ろにつけておりますけれども、一覧でございまして、被害総額約 8 億円というような状況でございます。次に県土整備部関係の被害でございますけれども、これはちょっとすべての箇所のリストが間に合いませんでした。主な被害としては、ここに書いてあるように、粟津港での突堤の被害など 3 億円ということで、県、市町村、合わせますと 211 件、約 19 億円の被害となっております。それから、県内で行方不明者が発生しておりましたので、市の方からの要請に基づきまして、消防防災ヘリも出動して捜索に参加したというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（吉田利幸） どうもご苦労さまでした。

それでは、現地の方も、それぞれの府県で、またご協力をいただきたいと思います。

それでは、次に国出先機関対策について、中塚本部事務局長からご説明を願います。

○本部事務局長（中塚則男） それでは、資料 2 に基づきまして、国出先機関対策の取り組み状況について、ご報告いたします。座らせていただきます。

資料 1 ページをお開きいただきたいと思います。

これまでの広域連合としての取り組み状況をまとめております。

昨年12月4日、連合設立後の第1回の連合委員会におきまして、関西広域連合最大の目的であります国出先機関対策について、橋下大阪府知事を委員長とする委員会を設置いたしました。

それに続きまして、12月16日、政府の地域主権戦略会議におきまして、関西広域連合として、国出先機関の受け皿を連合が受けると。その際は、丸ごと移管を目指すということを報告といたしますか、緊急提言をさせていただきました。その後、内部で議論を進めまして、翌年、今年の5月26日の連合委員会におきまして、後ほどご説明いたします三つの機関に絞り込みを行いました。

その後、6月、本部事務局におきまして、新たにこの国出先機関改革を勝ち取るためのプロジェクトチームを設置し、7月1日、アクション・プラン推進委員会におきまして、橋下委員長から、正式に三つの機関の移管を求めるということを表明させていただきました。

2の「丸ごと」移管の趣旨に記載しておりますけれども、これまで、国出先機関改革の推進、あるいは分権の推進につきましては、ともすれば事務事業を詳細に分析をして、これは国が行うもの、これは府県が行うもの、そういうふうな分析をした上で移管を進めるというのが王道ではあった訳ですけれども、それが分権を遅らせる口実にされてきたということで、なかなか進まなかった。そういうことも踏まえまして、「丸ごと」移管ということを主張させていただきました。国がやるべきかどうかという議論を先行させますと、省庁はそれをやらない理由にしてしまうということ、あるいは一定の事務、この事務とこの事務を地方にという言い方をしますと、それに必ず財源がきっちりと伴ってこない、そういう問題がこれまであったということを記載しております。

その丸ごと移管の中身はどういうことかと言いますと、二つ目の丸に書いてありますように、事務・権限、組織・人員、そして財源、これを現状のまま、そのまま一旦受け入れると、そういうことでもあります。例えば、全国知事会の国出先機関に関するプロジェクトチーム、昨年7月に報告書をまとめましたけれども、その中では、まず事務とか組織についてのスリム化を国の方で行って、その上で地方に移管をと、こういう言い方をしましたけれども、そういうことをやっていくと、またそれが口実にされて、なかなか進まないということで、広域連合としては、丸ごと、現状のまま受け入れると。それを受け入れた後で、必要があれば、スリム化というものは、広域連合自らやっていく、そういう覚悟があるんだということを表明させていただいたということでもあります。

2ページをお願いいたします。

丸ごと移管を進めていく上で、二つ目の丸にありますように、7省12系統の出先機関、すべての移管を目指していくというのが原則であります。この12系統の機関については、4ページの方に表を用意させていただいております。これが全国知事会の方で、国からの出先機関、地方に移管すべきということで、15の機関を検討したのですけれども、そのうちの北海道開発局とか、沖縄の総合事務所、これについては、もう地域性がある、関西に特に関係ないということで、除外をいたします。もう一つは、ハローワーク、これは連合というより、むしろ府県に移管すべきであるということで、それも引きまして、残りの12の機関、これについては、最終的にすべて求めていこうということです。

ちなみに、今年の2月時点の調査ですけれども、職員数でいきますと、全12機関合わせ

まして約6,000名ぐらい、予算規模にしますと約1兆1,000億円ということであります。

また、資料2ページにお戻りいただきたいんですけども、そういうことで、最終的には7省12系統の出先機関すべてを求めるんですけども、まず、現実的なアプローチとして、第1ステップ、第2ステップという形で段階的に進めていくこともいとわないということで、段階的な移管のために選定を行いました。その結果、最終的に九州ブロックとも相談をいたしまして、記載の表にまとめております三つの機関を求めていくということにいたしました。

まず、経済産業局については、中小企業支援施策を中心に、連合・府県の事務との密接な関係があるということで、今後、効果的な産業政策が展開できるという理由で、これを求めていこうと。

地方整備局については、全国知事会でも最重点課題と位置づけておりますし、直轄国道・河川等の住民生活に密着しております。基本的なインフラの整備を行うということで、地域の安全・安心の確保等に欠かせないということで求めていこうと。

地方環境事務所については、連合の事業としている環境分野、そして観光分野に密接不可分にかかわりますし、特に山陰海岸ジオパークの推進をするに当たって、公園管理の管理権を地方が担うということは非常に有効であるということで、これを求めていこうとするものであります。

今後の政府のスケジュールを4番目に記載しております。

まず、9月において、中間取りまとめとされておりますけれども、今聞いている範囲では10月初旬に、アクション・プラン推進委員会の会合がずれ込むのではないかというふう聞いております。そこで、中間取りまとめをした上で、年内に、閣議決定の形で、移譲対象の機関を決定していただく。それにあわせて、平成24年の通常国会に法案を提出し、その後、準備を経て、26年度中に移管が進むと。これが直近の最短のスケジュールと聞いております。

5に検討を要する課題、幾つか整理しておりますけれども、内閣府を中心に、各省庁との折衝等の中で出てきた幾つかの意見、あるいは関係機関として、例えば、地域の産業機関ですね、商工会議所といった、そういったところからも上がってきてる幾つかの課題を整理しております。そのうちの一つが、広域連合自身のガバナンスを問う声があるということ。連合の委員会、現在では全員一致で意思決定やっておりますけれども、今後、それにはやっぱり限界があるのではないかと。特に、利害が対立した場合に、不安はないかということ。そして、議会の機能も強化する必要があるのではないかというような指摘を受けていることであります。

二つ目は、重複する府県事務の切り出しというものも必要なのではないかというような指摘もございます。これも考え方はいろいろあると思うんですけども、国出先機関の権限と合同で行うことによって、施策効果が発揮できるものについては、一定の限界はあると思いますけれども、そういう分析も進めていかねばならないということであります。

その他で、区域の問題、管轄区域と関西広域連合のエリアが食い違うのではないかとか、あるいは、これは奈良県が参加してないといったことも、また一つの大きな課題だと指摘される向きもあります。それと、もう一つは、今回の東北大地震のような緊急時においては、やはり国が責任を持つべきなのではないかと。緊急時の対応のことも踏まえて、国出

先機関改革を進めていかねばならないのではないかと、こういう指摘もございます。あと、人員とか、財源とか、財産についての継承方法、あるいは、道州制だったら移管できるけれども、連合が受け皿として不安定だと。法律上、形式的には脱退が自由だというようなこともありますので、そういった点を指摘しているのではないかと思いますけれども。それとか、例えば、国立公園は国民の宝だから、国が管理すべきだという、このあたりはちょっと理由もよくわからないんですけれども、こういう指摘も幾つか出ております。それで、対応可能なものは、連合として精力的に対応、議論をして、今後、政府に打ち返していきたいというふうに考えているところです。

あと、関連する資料として幾つか整理しておりますので、後ほど、ご覧いただければと思います。

私からの説明は、以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（吉田利幸） それでは、広域防災並びに国出先機関対策について、以上で説明は終わりました。

それでは、只今からご意見、ご質問等、お受けしたいと思いますので、どうぞ、どなたからでも、挙手にて。

○山口信行委員 この台風の被害もありまして、和歌山だけでも106棟全壊、55棟は半壊。連合長が兵庫県の方だから言いにくいかと思うんですけれども、フェニックス共済、兵庫県が今、一生懸命頑張ってますけれども、私はこれを他府県、この広域連合の中へ入れるべきではないかと。和歌山の地域が、今回すごくやられたということになると、はっきり言ったら、あの地区だけ、和歌山だけの対応になる。こういう共済保険の関係があると広いほど、土台が大きいほど非常にいいんじゃないかなと。それで、連合長が言い出しにくいんじゃないかという気もありまして、特にそのことを考えますと、今、兵庫県がやってることを早く皆さんに報告して、やるかやらないかも決定した方が、早くした方がいいんじゃないか。連合長がどのように考えておられるかというのを、聞きたいと思っておりました。いかがでしょうか。

○広域連合長（井戸敏三） 山口委員からのお尋ねでございしますが、フェニックス共済といいますのは、震災後、共済制度を活用いたしまして、半壊以上の場合に一定の共済金が出せるように制度化したものでございます。全壊の場合、年5,000円の共済掛金で600万円の共済金を支給するという制度でありまして、国の生活再建支援金が300万円ありますので、600万円プラス300万円で900万円。そうすると、大体、再建資金、家を再建する資金の2分の1ぐらいの公的支援ができる。それで地震保険とかに入られておられれば、大体それらの補償でもって再建ができる、家の再建ができるということを念頭に置きまして、制度化しているものでございます。

現在、兵庫では8%ぐらいの加入率でありまして、これは私が見込んだ14%とは、まだかなり差があるんでありますが、それでも2年前の佐用町等を中心といたしました大水害の際に、被害者になられました皆様方、加入されておられた方々にとりましては、再建の、その場所にとどまって住宅を再建する大変強い後押しになったということを言われている、そのような評価をいただいている制度でございます。

これを連合に広めないかというお尋ねであります。大変微妙でございします。何が課題かと言いますと、結局、目の前に大きな災害が差し迫っている地域と手を組むという、

破産しかねないという問題がありまして、全国的な制度として実現してほしいというお話を、知事会なり、あるいは国に対しては現在もしているわけでございます。これは兵庫県の立場でございます。兵庫県の立場としているわけでございます。

といいますのは、大変この制度に関心を持っておられる県もございしますが、いずれも東京や神奈川や、静岡や愛知や、いわば東海・東南海・南海地震が差し迫っている地域ばかりでございまして、差し迫ってないところは、ほとんど関心を持ってもらってないというのも実態であります。これらだけで共済制度を組むと、相互扶助という観点から、なかなか難しい点がございまして、その辺の課題をどう解決するかというのが全国制度にする場合の課題であります。連合におきましては余り、ご指摘のように、連合自体で取り組もうというような状況でなかったわけでありまして、せつかくのご指摘でもございまして、先ほど申しましたような課題を乗り越えてでも共済制度を確立することができるかどうか、今後、慎重に研究してまいりたいと思います。

連合の立場とすれば、相互扶助の制度ですから、持つべきだというのが基本的な建前だと思います。そのような意味で、今申しましたような危険と、それから共済制度がパンクしないような状況になり得るのかどうか、十分な試算などもいたしまして、検討を進めさせていただきたい、このように考えているところでございます。

○山口信行委員　今、連合長がおっしゃいましたように、しかし、こういう自然災害で家を全壊された方々、これからもどの様なことが出来るかもわかりませんし、そのような時には、その地域に家が建たないようでは復興は全然できないと。そうした意味で、1地区でするよりも他府県、九州なら九州とか、広く全国的にやっていくのが理想かもわかりません。

しかし、連合というものを組んでおるのにやらないというのは、金額的な面とか、いろんな面もそれはありますけれども、お互いの助け合いということ、それから復興が少しでも早く進むようにということをお願いならば、これは広域連合の中で、金銭的な面、ほかの面の条件も一度検討しながら進めるのが当然のことだと私は思いますので、今おっしゃいましたように、要望にいたします。一度ご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（吉田利幸）　これは要望として。

それでは、ほかに。

○上島一彦委員　今度の東北大震災で、緊急時は国が責任を持ってやるというふうな話が、先ほど、国出先機関対策についてありましたけど、これが地方整備局など国出先機関移管を、国が躊躇するという原因の一つにもなっていて、国会議員だとか、省庁の人たちは、東北大震災を例にして、こういうことがあるから、まさにいわゆる広域連合には持っていけないんだという、一つの理由になっているという点と、もう一つ、関西広域連合の中で、どういう役割を果たすかということで、まさに今、台風12号の被災で、関西で被災をして、和歌山県や奈良県の方に各自治体が、それも府県であったり、あるいは大阪市とか堺市とかいうような各自治体であったり、それぞれ支援をしているんですが、このトータルで、誰が一体指揮をしているんだと。例えば、自衛隊や警察や消防が、それぞれヘリコプターであったり、支援物資であったり、機材を現地に搬入をしてる。あるいは、聞くところによりますと、例えば、奈良県の知事さんが、比較的、物の言いやすいといいま

すか、そういう信頼関係が平静からあるような知事さんに頼んで支援してもらっているとか、そんなことも聞くと、この際、整備局や府県も含めて指揮系統を一本化すると。このような関西での災害時は、関西広域連合長が一体指揮をするようなシステムを確立すべきであると思います。

今、ともかく支援があれば行きますよと、そして広域連合からも職員が現地に行って、要請をしているということなんですが、各自治体がバラバラに動いているのではないかと。国も含めてですね。その辺の指揮系統の一本化というのが今できているかどうか、あるいは、関西広域連合のこれから果たすべき一番の役割として、指揮系統を一本化すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（吉田利幸） それでは、連合長の方でお答えいただけますか。

○広域連合長（井戸敏三） おっしゃるとおり、いろんな諸機関が災害発生時には、アドホックにどんどん入っていかれます。私は、仮に関西広域連合が総まとめの、上島委員がご指摘になった指揮系統を一本化するという事になったとしても、実動部隊は各府県や各市町村が持っているわけでありますので、実動部隊に行ってくださいという、そういう意味での指揮系統の一本化ということになるのではないかと、このように思います。

警察とか消防は、もうプロです。自衛隊も含めまして、この三者はプロですし、危険地域に主として対応されますので、これらは我々が、情報は共有する必要がありますが、お願いをしておけば独自の対応、体制で動いていただけたと思います。あとの民生に関連するような緊急対策については、調整、コーディネートをきちっとしていける、そういう体制をとっていく必要があると。そのような意味で、関西広域連合ができますと、それこそ一番の活動母体になります各府県のハード面の担当、そして近畿整備局のような部分も入ってまいりますので、大変その辺の指揮や依頼や、あるいはコーディネートがしやすくなる、そういう意味で、実力を発揮しやすくなるということは十分言えるのではないかと思います。そのような役割を今後、広域連合が果たしていく必要がありますが、その果たしていく場合の一種のルールを作っておく必要がありますので、現在、関西広域の防災計画づくりを当面進めているということでございます。

もし、近畿整備局が入ることになりましたら、それを前提に関西広域防災計画も改定をさせていただいて、その辺の指揮命令が明確になるような位置づけをさせていただくことになろうと思います。ご指摘のように、早くそういう体制を連合として作るべきだというご指摘は、もう我々、そのような意味で目指しているところでございます。

○委員長（吉田利幸） よろしいですか。

○中小路健吾委員 それでは、私の方からも広域防災の関係で数点ちょっとお伺いをさせていただきます。

まず、一つ目が、この中間案が示されました関西防災・減災プランなんですけれども、私も中身ずっと見させていただいて、いま一、自分自身で理解し切れないところがあるのは、あくまで、この広域防災計画が動くのは、想定をされている東海・東南海・南海の3連動地震と、もう一つは、上町断層帯の直下型の広域的にわたる地震が発生したときに、この防災プランに基づいて、さまざまな緊急対応等がなされるということだと思っておりますが、いわゆる関西広域連合が行う役割と各府県の役割の棲み分けみたいなものを、まずどのように理解をしておけばいいのかというのが1点。

それぞれこうした地震については、各府県でも既に防災計画があると思うんですが、この関西防災・減災プランができていくと、それぞれの府県の防災計画は、見直しを含めてやっていくような内容になっているのかどうかという点。どのように受けとめておけばいいのか。まずこの2点、お伺いをしたいと思います。

○広域防災局長（藤原雅人） 防災・減災プランにつきましては、これは関西広域連合のいわば行動指針にもなるものであります。したがって、これに基づいて関西広域連合が広域災害に対する応援をやっていこうと、こういうものであります。当然、各府県の知事さんは、府県民の安全・安心を守るんだ、そういう負託を受けて首長としていらっしゃるわけでありますから、それぞれの府県で災害対応をされることは当然であります。その中で、広域的な応援が必要という部分について、関西広域連合が応援をする、その指針として、このプランがあるんだというふうに考えております。

それと、地域防災計画であります。このプランの特徴でありますけれども、このプランは、法定の計画ではございません。各府県で作られるのは、法定の地域防災計画であります。したがって、我々のプランを各構成府県、あるいは市町村、あるいは企業、NPO、住民の皆さんにも、参考にしていただけるようなプランにしたいということでありますので、我々がプランを定めたら、それを地域防災計画に反映させなければならないというものではございません。このプランをご覧いただいて参考にしていただく、地域防災計画の改定や見直しをされるケースもありますでしょうし、されないケースもあるというふうに考えております。

○広域連合長（井戸敏三） 実態の説明を防災局長がしたんだと思いますが、単なる参考資料だったら連合が作る必要はないんであります。協議会でやればいわけでありまして、したがって、わざわざ広域事務を持ち寄って連合を作りまして、連合で関西全体としての防災計画を作るわけでありますから、その関西全体としての防災計画と各県や各市町の防災計画とに矛盾があるようでしたら、その矛盾のどちらを直すか。関西全体の計画を直した方がよければ直すし、それから各府県なり各市町の防災計画を直した方がよければ、それは直していただく。そういう調整をすることも関西広域連合の防災の役割だと考えております。

○中小路健吾委員 そのとおりだと思うんですね。あくまで参考だということで、見たい方だけ見てくれというような趣旨のものではないと思いますので、その点はやはり明確にさせていただきたい。実際にそうなったときに、例えば、この資料の31ページの方にも、実際、まさに災害が発生したときには、災害対策本部ができる想定がこの中には示されていると思います。そうすると、本部長は、井戸連合長が就かれて本部ができて、ここがやはり指揮命令系統の一本化をしていくことになっていくんだと思うんですね。調整の窓口という意味でも含めて。

そうなったときに、一つここも教えていただきたいのは、例えば、今回もこの和歌山県の被害について、人員の派遣を連合からしていただいているという報告を先ほどいただきましたよね。資料の5ページのところにありますけれども。例えば、この場合の人員派遣の位置づけというのは、例えば9月6日に兵庫県から職員2名を和歌山県に派遣されたというのは、これは、あくまで兵庫県知事から兵庫県の職員さんに対する命令なのか、あるいは、例えば京都府からも9月7日に奈良県に情報収集の職員2名を派遣しておりますけ

ども、これは関西広域連合の委員である京都府知事からの命令なのかというところをある程度明確にしておかないと、いざ災害が起こって、この災害対策本部で出した指令がしっかりと現場で執行されないといけないという状況になった時に、あくまでこれはお願いベースで京都府知事をお願いをしているのか、この関西広域連合という組織としての指揮命令系統なのかというあたりを、常のところからはっきりさせておく必要があると思うんですが、例えば今回の場合で言うと、これはどういう位置づけで我々は理解しておけばいいのか、お教えいただきたいと思います。

○広域防災局長（藤原雅人）　　今回は、もう京都、大阪、兵庫と職員を派遣いたしておりますが、兵庫からは兵庫県の身分で行ったものではなくて、広域連合の職員として広域連合の担当職員が和歌山県に行ったものでありますので、これは、当然、広域連合長の命令に基づく行動であるというふうに考えております。

ただ、大阪、京都から、それぞれ奈良県へ職員を派遣していただいておりますが、これは、広域連合として派遣を命令したというものではございません。それぞれの府県同士、大阪の場合ですと、奈良、和歌山、大阪の相互応援協定がございますので、その枠組みで行かれたというふうに考えております。和歌山県については、広域連合が派遣をいたしましたので、そこには大阪府は派遣されずに、協定の中で職員を派遣されたというふうに理解をいたしております。

○中小路健吾委員　　そうすると、今おっしゃったように、あくまで構成府県の判断で、こういう派遣が行われていると。果たして、今この防災プランを作っていく上で、いざ本当に広域的な災害が起こったときに、今みたいに、そうした都道府県の判断に委ねていいのかとどうかという事について、関西広域連合という新たな自治体を設置をしてやっていくということは、やはりそこに一定のリーダーシップなり、はっきりとした命令系統というものは、作っていくべきなのではないかと思うんですが、その目指すべき方向として、連合長はどのようなイメージを持っていらっしゃるのか。あくまで、そこは知事同士が、各委員同士が話し合いをして、相談しながら決めていくということなのか、あくまで、もう少しリーダーシップで、本部長から、こう行けというような指示を出していかれるイメージなのか、そのあたりはどう考えていらっしゃいますか。

○広域連合長（井戸敏三）　　今お答えしましたように、今回は災害対策本部までは設置しておりません。したがって、広域防災局として、メンバーの和歌山県、徳島県に大きな災害が起こってましたので、その中で一番大きな和歌山県に防災局員を派遣したということでございます。奈良県への派遣は、これは個別の相互援助協定に基づいての派遣ですから、京都なり大阪の、それぞれのご判断で派遣されたということでございます。

ただ、もし奈良県がメンバーに入っていたら、私も直ちに京都、大阪のそれぞれに連絡を取らせていただいて、全体として調整をさせていただいて、派遣をして、あるいは人員の派遣をするというような事になったと思います。

物資の救援等につきましては、和歌山県さんからの依頼に基づきまして、私ども調整をさせていただいて、物資の送付をさせていただきました。

基本的に、広域にわたります災害に当たりまして、指揮命令は防災局が一手に引き受けて、兵站部分はそれぞれの府県や市町にやっていただきますけれども、その辺の指揮命令という意味では、防災局が中心になって活動を展開していくということでございます。

冒頭に、上町断層と東南海・南海地震対策で関西広域連合の防災計画を作るとすると、それを対象にしかしないのかというようなニュアンスのお尋ねがございましたが、そんなことはありません。そこまでの大規模な災害を前提にした対応を考えておけば、それよりも小さな災害、小さなといっても広域的な災害ですが、それに対しても十分に対応力があるという意味で、計画を事前に策定していこうという意味でございます。

いずれにしても、防災の分野は私ども兵庫県が担当させていただいておりますので、たまたま連合長と一緒にしておりますが、防災の分野は、担当しておりますところが中心になりまして、調整をしながら、決まったことはそれを貫徹していただくというのが連合の運用だと考えております。

○委員長（吉田利幸） どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

○福山 守委員 広域連合の防災関係については、ソフト面と申しますか、そういう形で発災した後などの状況の中では、効果的だと思うんですけども、やはり東日本大震災の復興・復旧の話があります。今度は、東海、あるいは東南海、南海地震3連動ということがよく言われております。宝暦の地震の話もこの前ちょっとお伺いしましたが、海沿いの津波関係の9県についても、広域連合でも対応してくれると言っておりますけれども、ハード面とか、いわゆる措置の予算的な問題の話がございますね。これを、いろんな形で、特に静岡から愛知、三重、和歌山、徳島、高知というふうに、大体こういう形で9県ぐらいが津波の関係ということでやっておるんですけど、実際、宝暦であれば、京都とか、大阪とか、被害を受けた訳でございますよね。そういう意味で、インフラ整備の強化策というのがあると思うんですね。そうなるくと、9県がそういう形で出すというときに、関西広域連合の方も協力するというふうな話が、たしか新聞に出ておったような気がするんですけども、そういう今後の対応策、ハード面の充実の形は、どういうふうに広域連合としては整備していくんですか。

○広域連合長（井戸敏三） 基本的には、具体的なハードの、例えば防潮堤を作るという事業は、現在の事務配分上は、国は直轄のところを整備しますし、それから、あとは主として府県が整備をするということになっておりますので、連合が直ちに今の段階でハード面の整備まで乗り出すということは想定されておりませんが、近畿整備局を引き受けるということになりますと、近畿整備局が現在行っております継続事業、あるいは新規に行わねばならない事業につきましても、連合がハード面も整備をしていくということに相なろうと思っております。

ただ、将来的に、ハード面まで広域連合が行うことがいいのか、それともやはり各府県をベースにして考えていった方がいいのか、近畿整備局を受けた後のこととしましても、これは十分に、一番適切な役割分担になるように検討を加えていく必要があるかと思っております。

○福山 守委員 私も、それはよく理解をしております。私の言いたかったのは、もちろん、それぞれの府県がハード整備は要望してやっていくと、それも理解しているんですけども、こういう厳しい中で、一緒に予算取りするときに、我々、高速道路料金で明石大橋の2,000円から5,000円という3,000円通行料増といわれたときに、ご協力いただいて最終的に500円となった。これは震災があつて立ち消えしたけれども、そういう形にな

ったみたいにですね。それぞれ各府県が整備していくときに、一緒に国に対しての要望をしっかりと、ハード面の整備も各府県が協調して、関西広域連合としてまとまって、あるいは東海・東南海・南海の9県と一緒に連携をとって、予算を確保するような形をやっていた方が、なお充実していくのかなということでご質問させていただいた次第です。

○広域連合長（井戸敏三） 既に、私ども広域連合として、24年度予算に対する、国に対する提言、要望をまとめて提出しておりますが、その中に、防災対策につきまして、例えば警報システムについての整備を急げというようなことを書かせていただいていますし、また、東南海・南海、特に東海地震対策は、耐震補強などや防潮堤の整備などハード面の整備につきまして、国庫補助のかさ上げが行われているんですが、東南海・南海地域の事業につきましては補助率のかさ上げがされていない。したがって、少なくとも東海地震対策並みのかさ上げをすべきだというような要請もさせていただいています。これは、それぞれ各県がするよりは、足並みをそろえて関係者が行うという方が圧力になりますので、広域連合としてもそうですし、それから新たに発足されました9県会議ですね、高知県が中心になられております、あの9県会議ともタイアップをしながら対応させていただこうと思います。

もう一つだけ補足させていただきますと、例えば、防潮堤の高さを、どの程度まで整備していくのが望ましいのかというようなことになると、各県の想定される整備、整備水準を想定される場合に、どれぐらいの津波高を前提にするのかということをご想定しない限りは整備が進まないわけではありますが、東南海・南海、そして東海の3連動型のシミュレーションは来年の6月ぐらいに出てまいります。その来年の6月以降、できるだけ早いうちに、西日本全体のシミュレーションを、地域の防災計画の下敷きになりますようなシミュレーションを追加的に行いまして、それに基づいて整備水準なども検討していくということになると思いますが、それらについては国の方でも検討されると思いますが、連合としても、統一的な方向づけができるように、できればしていきたいなというふうに考えているところでございます。

そういう意味では、ハードの指標といいますか、目標などにつきまして、アドバイスといいますか、連合としての基本的な考え方は整理をきちっとしておく必要が、この防災計画の中であるのではないかと、このように考えているところでございます。

○委員長（吉田利幸） どうもありがとうございました。

○日村豊彦委員 先ほどからのご意見にも関連するんですけども、要するに広域応援・受援の実施要綱を作成されるということでもありますから、このルール作りをしっかりと作っていただくということではないかなという気がいたします。

東北大震災の場合は、未曾有の広域震災ということで、いち早くカウンターパートでやられたと。今回もこの関西の中での災害ですから、待たなしで支援をされるというのは当然のことだと思いますけれども、災害は今後いろんなところで起こってまいりますし、一定のルールというものをしっかりとつくっておく必要があるのではないかと。

それから、先般、徳島県議会の特別委員会の方々から、支援を受ける側の受援の際の効率的な支援の受け方ということについて、具体的に幾つか提言がございましたので、そこら辺も踏まえて要綱を作っていただきたいと思っております。

その際に、私、思うのは、今度の東北大震災の復旧の過程の中で、報道等を通じて耳にするのは、市や町からすると、国や県は一体何やってるんだと、こう言われる。逆に、国の方は、県や市でちゃんとやれよと、こういうような発言もあつたりした。だから、私は、災害時に起きる補完性の原則というのが確立してないんじゃないかなという感じがしたんです。この広域プランの中でも、国の役割、広域連合及び県、市の役割というのを、やっぱりきちっと整理しておく必要があるのではないかなと思います。

先ほども上島委員の方からお話がありましたけれど、丸ごと移管にしても、こういう災害時のときに一体どうするんだということが必ず、反論する側の理由として言われる。災害時、どのような国の役割があるのか、我々がどういう役割をするのかということも大きな課題の一つになってまいりますし、このあたり、今後のプランづくりの中で十分反映をしておいていただきたいと思っております。

1点、もう時間がないですけど、お尋ねしますが、この間の定例会で申し上げたことの、再質問みたいになって恐縮なんですけれども、国の出先機関のことなんです。

丸ごと移管というのは、いわば大政奉還みたいな話だろうと。だけど、大政奉還した瞬間に新しい国ができたわけでも何でもないですね。4年たって、廃藩置県があつて幕藩体制と決別する。10年たって、立憲君主制みたいな理念が確立して、そして国会開設だとか、憲法制定とつながって行って、そういう10年、10数年のスパンの中で新しい国の形というものができてきたと。

今度、人員も何もかも丸ごと一切合財移管するというのは、いわば大政奉還みたいなものでね。私は、徳川慶喜が大政奉還に同意した理由の一つとして、幕藩体制を維持しながら代議制を導入するんだというつもりがあつて、大政奉還に同意したみたいな話を聞いたりしますけれども。要するに、丸ごと移管というのは、いわば私はスタートなんじゃないかなと思うんです。戦略的に、ああだこうだ条件つけてるとうまくいかないから、とにかく移管しちゃうんだというのは、私は戦略的には正しいと思うけれども、問題はそこから先、どういう手順でステップアップしていくんだという道筋はやっぱり出しておかないと、住民にしても、ましてや国の方から、やっぱりそこを突っ込まれてくるだろうと。突っ込まれるだけならいいけれども、肝心要の府民、県民からの理解も得にくいんじゃないかと。私は、そういう意味で、あのか、時間軸政策という表現をしましたけれども、そこからこういうふうに積み上げていくんだという、ある程度の道筋というのは出しておくべきではないかと、こう思っております、ちょっとその辺の見解をお尋ねしておきたいと思えます。

○広域連合長（井戸敏三）　まさしく、そのとおりであります。丸ごと移管を受けても、最初の段階はきっと、例えば、近畿整備局が今、行っているような業務全部が連合整備局みたいなものにならざるを得ないと思えます。その次の段階は、その中で府県ができるものについては府県に移譲していき、どうしても連合として残さざるを得ないものについて、つまり広域的な業務が残るとすれば、それを広域連合が行い、移譲できるものは移譲していくというのが次の段階ではないかと思えます。そうやっていったときに、国との関係で言いますと、府県に連合が一抱えで持っているものを移譲するかしないかということは、国とも十分に相談をしながらやっていく必要があると思えます。

私は、その段階になったときに、今の国とすると、今の近畿整備局なら近畿整備局に国

が接しているのと同じような接し方が、丸ごと移管の直後でしたらできるわけですが、それが少しずつ分かれていくということになると、新しい、国と連合と府県との関係作りというのを決めていかざるを得なくなると。その辺がこれからの見通しをどのような形でつけていくかということになる訳であります。これは日村委員ご指摘のように、国も懸念される部分であろうかと思っておりますので、我々としても逆提案をきちっとしていく必要があるかと考えております。

体制についても同じような問題がありまして、ガバナンスと言われている意味は、今の連合のガバナンスを問われているというよりは、私は、丸ごと移管された後の連合が、どのような形で、その具体のハード面もソフト面も持つわけでありまして、そのガバナンスをどうしていくんですかということをお問われているんじゃないかと、こう受けとめておまして、それに対して、こういうふう組織化し、運用していくんですよという形を連合側として国に対して示さないと、やっぱりガバナンスがあるのかないのか、わからないじゃないかというのに対して答えたことにならない。

したがって、今のご指摘の時間軸というか、ある程度の、例えば最初の5年はこういう形でやりますよ、あとの5年はこういう形で動いていきますよというような形、姿をやはり明確に示して、国に対しても臨んでいく必要があるのではないかと。そこが見えてこない、国としてもやっぱり、丸投げするんだけど、本当にちゃんとやってくれるんかいという担保とか、確信が持てないままでは、なかなか丸ごと移譲もしにくいのではないかと。そういう意味で、十分にその部分についても逆提案できるようにしていきたい、このように考えているところでございます。

○委員長（吉田利幸） 一応時間が来ておりますので、ほかの委員さんも、それぞれの思いがあるかと思っておりますが、これで閉会したいと思います。

なお、本日は兵庫県の災害対策センターが視察できるということでございます。せっかくの機会ですので、そちらの方へ移動を願いたいと思います。

それから、理事会メンバーの方は、視察が終わってから、またこちらへ引き返していただきたいと思っております。他の委員さんについては、視察を終え次第、解散いただいて結構でございます。以上です。

どうも皆さん、ご苦労さまでした。

午後3時05分閉会

関西広域連合議会委員会条例（平成23年関西広
域連合条例第14号）第28条第1項の規定により、
ここに署名する。

平成23年10月

総務常任委員会委員長 吉田 利幸